

◇議案第59号「上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について」及び議案第61号「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の概要

1 改正の理由

教育委員会事務局の組織について再編を行うため、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、市長と協議を行った結果、市長からの回答を踏まえ、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行うもの。

※ 教育委員会発出 市長宛 協議文書の写し（2ページ資料）

※ 市長発出 教育委員会宛 回答文書の写し（3ページ資料）

2 改正点

- (1) スポーツ振興センター及び市民体育館の組織を廃止し、スポーツ振興課を新たに設置すること。
- (2) スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長及び市民体育館長の職を廃止し、スポーツ振興課長の職を新たに設置すること。
- (3) スポーツ振興課の分掌事務について、これまでのスポーツ振興センターの分掌事務に加え、スポーツ関係団体に関することを加えたこと。
- (4) その他、規定の整理を行ったこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第一百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

② 普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

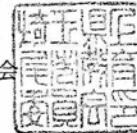
◇組織の廃止及び新設に係る教育委員会発出 協議文書

写

上教総第397号
平成24年11月6日

上尾市長 島村 穰 様

上尾市教育委員会



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設について（協議）

下記のとおり、当委員会の組織について再編を行うため、教育委員会規則及び規程の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づき、協議します。

記

- 1 廃止する組織 スポーツ振興センター 及び 市民体育館
- 2 廃止する課長職以上の職 スポーツ振興センター所長、スポーツ振興センター次長、市民体育館長
- 3 新設する組織 スポーツ振興課
〔スポーツ振興課の分掌事務〕
 - (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
 - (2) スポーツ・レクリエーション施設（都市計画公園内施設を除く。）の整備及び管理に関すること。
 - (3) 学校体育施設の開放に関すること。
 - (4) スポーツ推進審議会に関すること。
 - (5) スポーツ推進委員に関すること。
 - (6) スポーツ関係団体に関すること。
- 4 新設する課長職以上の職 スポーツ振興課長
- 5 改正を行う教育委員会規則及び規程
 - (1) 上尾市スポーツ推進審議会規則（昭和51年教育委員会規則第8号）
 - (2) 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年教育委員会規則第3号）
 - (3) 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年教育委員会規則第3号）
 - (4) 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年教育委員会訓令第1号）
 - (5) 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年教育委員会訓令第1号）
 - (6) 上尾市教育委員会教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成22年教育委員会教育長訓令第1号）
- 6 施行期日 平成25年4月1日

担当：教育総務部総務課 池田（内線711）

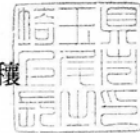
◇組織の廃止及び新設に係る上尾市長発出 協議に対する回答文書

写

上 庶 第 4 1 9 号
平成24年11月16日

上尾市教育委員会 様

上尾市長 島村 穂



上尾市教育委員会における組織の廃止及び新設に係る地方自治法
(昭和22年法律第67号)第180条の4第2項の協議について
(回答)

平成24年11月6日上教総第397号で協議のありました標記については、
次の条件を付けて同意します。

スポーツ振興課の分掌事務に「市民体育館に関すること。」「平方スポーツ広
場に関すること。」「平方野球場に関すること。」及び「平塚サッカー場に関す
ること。」を加えること。

担当 総務部庶務課法規・事務管理担当 鈴木 知哉
内線 422



◇上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)			改正後 (太字 改正部分)		
<p>(機関等)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>			<p>(機関等)</p> <p>第3条 市教育委員会事務局に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>		
1	部長	教育長	1	部長	教育長
2	参与 参事 次長 (スポーツ振興センター次長を除く。) 主席副参事 スポーツ振興センター所長 副参事 課長	所属する部の長	2	参与 参事 次長 主席副参事 副参事 課長	所属する部の長
3	スポーツ振興センター次長	スポーツ振興センター所長	3	主席主幹以下の職にある課の職員	所属する課の長
4	主席主幹以下の職にある課の職員	所属する課の長			
5	主席主幹以下の職にあるスポーツ振興センターの職員	スポーツ振興センター次長			
<p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>			<p>2 市立教育機関に勤務する次の表の左欄に掲げる職員について、その所属長とは、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者とする。</p>		
1	図書館長	教育総務部長	1	図書館長	教育総務部長
2	図書館次長	図書館長	2	図書館次長	図書館長
3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長	3	主席主幹以下の職にある図書館の職員	図書館次長
4	公民館長 市民体育館長 教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長(市民体育館長にあつては、スポーツ振興センター所長)	4	公民館長 教育センター所長 中学校給食共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長
5	主席主幹以下の職にある公民館、市民体育館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長	5	主席主幹以下の職にある公民館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長
6	平方幼稚園長	教育長	6	平方幼稚園長	教育長
7	平方幼稚園の職員(園長及び用務員を除く。)	平方幼稚園長	7	平方幼稚園の職員(園長及び用務員を除く。)	平方幼稚園長
8	小学校又は中学校の職員(用務員を除く。)	所属する小学校又は中学校の長	8	小学校又は中学校の職員(用務員を除く。)	所属する小学校又は中学校の長

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>(専決の制限)</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、<u>スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長及び図書館次長並びに公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長</u>（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長、<u>スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長及び図書館次長並びに公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長</u>は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>	<p>(専決の制限)</p> <p>第3条 教育長は、教育長、部長、次長、課長、図書館長及び図書館次長並びに公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長（第5条において「教育長等」という。）の専決することができる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> <p>(1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。</p> <p>(2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になると認められるとき。</p> <p>(3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。</p> <p>2 部長、次長、課長、図書館長及び図書館次長並びに公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長は、自己の専決することができる事項であっても、事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるときは、上司の決裁を受けなければならない。</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 専決することができる事項に係る事案について、専決することができる者が不在のときは、次の表の左欄に掲げる者に代わって、同表右欄の各号に掲げる者が、当該各号に掲げる順序に従い、これを代決することができる。</p>

教育長	1 主務部長 2 主務次長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター所長又は図書館長)
部長	1 次長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター所長又は図書館長) 2 主務課長(スポーツ振興センター及び図書館が分掌し、又は所掌する事務に係る事案については、それぞれスポーツ振興センター次長又は図書館次長)
次長	主務課長
スポーツ振興センター所長	1 スポーツ振興センター次長 2 主席主幹 3 主幹
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長、スポーツ振興センター次長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

(スポーツ振興センター所長等の専決事項)

第13条 スポーツ振興センター所長及び図書館長の専決することができる事項は、別表第3のスポーツ振興センター所長及び図書館長専決の欄に掲げるとおりとする。

2 スポーツ振興センター次長及び図書館次長の専決することができる事項は、別表第3のスポーツ振興センター次長及び図書館次長専決の欄に掲げるとおりとする。

(公民館長等の専決事項)

第14条 公民館長、市民体育館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

教育長	1 主務部長 2 主務次長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長)
部長	1 次長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長) 2 主務課長(図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館次長)
次長	主務課長
図書館長	1 図書館次長 2 主席主幹 3 主幹
課長又は図書館次長	1 主席主幹 2 主幹 3 当該事項を所掌するグループのリーダー
公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長	1 主席主幹 2 主幹 3 リーダー

(図書館長及び図書館次長の専決事項)

第13条 図書館長の専決することができる事項は、別表第3の図書館長専決の欄に掲げるとおりとする。

2 図書館次長の専決することができる事項は、別表第3の図書館次長専決の欄に掲げるとおりとする。

(公民館長等の専決事項)

第14条 公民館長、教育センター所長、中学校給食共同調理場所長、平方幼稚園長並びに市立の小学校長及び中学校長の専決することができる事項は、別表第4に掲げるとおりとする。